

藤沢市教育委員会 8 月定例会会議録

日 時 2015 年（平成 27 年）8 月 19 日（水）
午後 3 時
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
 - (1) 議案第 1 5 号 市議会定例会提出議案（平成 27 年度藤沢市一般会計補正予算（第 4 号））に同意することについて
 - (2) 議案第 1 6 号 市議会定例会提出議案（損害賠償額の決定）に同意することについて
 - (3) 議案第 1 7 号 平成 27 年度（平成 26 年度実績）藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理について
 - (4) 議案第 1 8 号 藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について
 - (5) 議案第 1 9 号 藤沢市図書館協議会委員の任命について
- 5 その他
 - (1) 児童・生徒の健全育成に向けての学校と警察との情報連携制度について
 - (2) 平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
 - (3) 藤沢市スポーツ推進計画（実施計画）（案）について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗
2 番 小 竹 伊津子
3 番 阪 井 祐基子
4 番 関 野 真一郎
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	小 林 誠 二	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 住 潤	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	神 尾 友 美	生涯学習部参事	川 俣 誠
教育部参事	小 木 曾 貴 洋	総合市民図書館長	松 井 洋 二
教育部参事	村 上 孝 行	スポーツ推進課長	笠 原 竜 雄
教育部参事	神 尾 哲	学校教育企画課長	齋 藤 直 昭
学校施設課長	佐 藤 謙 一	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
教育総務課主幹	佐 藤 繁	総合市民図書館主幹	織 部 朋 子
学校教育企画課主幹	石 井 宏 樹	生涯学習総務課課長補佐	田 代 俊 之
教育指導課主幹	松 原 保	文化芸術課課長補佐	吉 村 通
学校教育企画課課長補佐	石 塚 義 之	スポーツ推進課課長補佐	西 台 篤 史
学校教育企画課指導主事	繁 里 洋 子	教育指導課指導主事	山 田 大
学務保健課指導主事	湯 山 薫		
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

関野委員長

ただいまから藤沢市教育委員会8月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、3番・阪井委員、5番・井上委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、3番・阪井委員、5番・井上委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

関野委員長

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長

それでは、このとおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

議事に入ります前に、議案第15号市議会定例会提出議案(平成27年度藤沢市一般会計補正予算(第4号))に同意することについて、議案第16号市議会定例会提出議案(損害賠償額の決定)に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長

ご異議がないようですので、議案第15号、第16号は、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

それでは、議事に入ります。

議案第17号平成27年度(平成26年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理についてを上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

齋藤学校教育企画課長

議案第17号平成27年度(平成26年度実績)藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理について、ご説明いたします。この議案を提案いたしましたのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の

管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要によるものです。

それでは、報告書の内容に沿ってご説明いたします。(報告書参照)

1 ページ、1 実施方針、2 趣旨、3 実施方法については記載のとおりです。今年度も昨年度と同様に、点検・評価結果と全事業の進行管理を合わせた報告書を作成し、いただいたご意見については、今後の計画の進行や見直しなどに生かしてまいりたいと考えております。

2 ページ、4 藤沢市教育振興基本計画評価委員会委員の名簿です。委員長には昨年度も委員長を務めていただいた横浜国立大学教授の新井秀明氏、副委員長には学校・家庭・地域連携推進会議会長会会長の栃本 親氏、委員には昨年度も委員をお願いした湘南工科大学准教授の三浦康之氏、藤沢市PTA連絡協議会副会長の市村杏奈氏の4名により、評価委員会を組織いたしました。

5 開催状況は、第1回を7月3日に実施し、教育振興基本計画にある99事業についての質疑応答の後、点検・評価の対象となる事業の抽出を行い、12事業を対象としました。なお、この12事業の一覧については5ページに記載しております。第2回は7月17日に実施し、点検・評価の対象となった事業について担当課より事業説明を行い、質疑応答を行っております。第3回は8月6日に実施し、対象事業及び進行管理について講評と教育委員会へのアドバイスをいただいております。

3ページからは「第1部 教育委員会点検・評価」です。先ほどご説明しましたとおり、5ページ目が点検・評価対象の12事業の一覧となっております。

6ページから17ページは各事業の報告書となっており、18ページから27ページが点検・評価のまとめとなっております。評価委員会からいただいたご意見とそのご意見を踏まえた各事業の今後の方向性を記載しております。

点検・評価対象の12事業に対する主なご意見をご紹介します。

18ページ、「1-1-2 国際教育推進事業」については、常に生活の中で外国語に触れ合うことが大切だと思うので、継続して事業を行ってほしい。「1-4-2 児童生徒指導関係事業」については、この類の問題は根が深く、線引きも難しいので、今後とも現状のような姿勢で取り組んでほしい。

19ページ、「1-4-4 いじめ防止プログラム推進事業」については、児童生徒の家庭環境や問題行動の低年齢化に対する対応についても連携した対応を期待する。

20 ページ、「3-1-3 教育情報機器整備事業」については、学校外での子どもたちを取り巻く情報モラルの問題が広がっているので、学校での情報教育に力を注いでほしい。

21 ページ、「3-1-5 学校図書館管理運営事業」については、法改正による学校司書配置の努力義務に対して全校に学校図書館専門員を配置したことは高く評価できる。「3-2-2 学校適正配置研究事業」については、学区の変更や学校の統廃合には時間がかかるが、将来に向けて重要だと思うので、継続して進めてほしい。

22 ページ、「3-3-5 学校施設環境整備事業」については、財源の問題もあると思うが、未実施の学校に対して今後の計画的に事業を進めてほしい。

23 ページ、「4-2-9 次世代図書館構築事業」については、市外の図書館や大学図書館との連携を図りながら、市民の声も取り入れ、構築実現のために進めてほしい。

24 ページ、「5-1-3 市民文化創造事業」については、藤沢市内すべての小学生に、ミュージカルを観劇するという同じ機会が与えられることは非常に重要なことだと思う。

25 ページ、「5-2-4 広域連携展示事業」については、各市町単独での実現が難しい美術品、地域資料も広域連携で実現できていた事業なので意義のある事業だと思う。

26 ページ、「5-2-8 歴史・文化財資料公開活用事業」については、見る人が喜ぶものと資料として重要であるということは違うので、まずは見る人が喜ぶようなものにすることが必要だと思う。「6-2-2 スポーツ環境整備事業」については、スポーツ基本法の趣旨にのっとり、大人の施設不足の解消と老朽化に伴う計画的修繕も進めていってほしい。以上のようなご意見をいただきました。

続きまして、29 ページからは「第2部 藤沢市教育振興基本計画進行管理」となります。31 ページから 45 ページは、基本方針や施策の柱ごとにまとめた自己評価となっており、46 ページから 95 ページが 99 事業の進捗状況報告書となっております。

それぞれの事業の評価については、30 ページの評価基準のとおりで、Aは平成 27 年度の目標達成。Bは平成 26 年度の目標達成。Cは平成 26 年度の目標は未達成であるが、現状維持。Dは平成 26 年度の目標が未達成であり、見直しを行う。Eは廃止。Fは平成 26 年度以前に廃止・統合となっております。

続きまして、96 ページから 100 ページまでが進行管理についての質疑

応答及び評価委員会からのご意見をまとめたものです。全体的なご意見としては、「目標を達成しているものが多いと感じた」「達成している事業は一步前進した目標を設定し、さらなる展開を期待します」「健全に運営していこうという意識が感じられた」「今後もこの方向で継続してほしい」とのご意見をいただきました。

101 ページから 103 ページまでは評価委員から藤沢市教育委員会に対するアドバイスを記載したものです。新井委員長からは、「総合教育会議について、教育条件の整備のために予算を確保する必要性を首長にアピールする重要な場と位置づけていくべき。また、首長の教育への関わりが強くなる中、レイマンコントロールと教育の専門性を確保した教育行政の運営を進めてほしい」。

栃本副委員長からは、「子どもたちの笑顔のために頑張ってもらいたい。また、子どもたちが将来、大人になって、この藤沢で家族を持ち、子育てをしたいと思ってもらえる教育環境づくりに頑張ってもらいたい」。

三浦委員からは、「藤沢浮世絵館、藤沢宿交流館に関してはエンターテインメントの発想が大事なので、頭を柔らかくして対応してほしい。また、教育情報機器に関しては若い人たちの方が扱いに慣れている場合も多く、学校で教える内容には注意が必要だが、必ずしも知っているからといってリテラシーが追いついていないとは限らないので、若い人たちを取り巻く環境も理解しながら推進してほしい」。

市村委員からは、「教育委員会の皆さんにはさまざまな市民のことを考えて、実施している事業一つひとつに対する市民の理解を深めてもらえるよう、また、そういった市民の力を借りて、支援を必要としている子どもたちや大人であるさまざまな年代の方たちにも教育が行き届くよう、橋渡しをしてほしい」とのご意見をいただいております。

続きまして、105 ページから 108 ページまでは「第 3 部 教育委員会の活動状況」を記載しております。

109 ページから 114 ページは「参考資料」として、藤沢市教育振興基本計画体系図及び評価委員会設置要項を添付しております。なお、この点検・評価の報告書については、市議会 9 月定例会の決算資料として議会に提出してまいりたいと考えております。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

関野委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 17 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長 それでは、議案第 17 号平成 27 年度（平成 26 年度実績）藤沢市教育委員会の点検・評価及び藤沢市教育振興基本計画の進行管理については、原案のとおり決定いたします。

×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××

関野委員長 次に、議案第 18 号藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱についてを上程いたします。生涯学習部の説明をお願いいたします。

川俣生涯学習部参事 議案第 18 号藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。この議案は 10 月からの藤沢市アートスペースの供用開始に伴い、新たに藤沢市アートスペース運営協議会委員を任命するために提案するものです。藤沢市アートスペース運営協議会は、藤沢市アートスペース条例の規定に基づき設置するもので、アートスペースの運営及び管理について、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる機関となっております。藤沢市アートスペース条例第 15 条の規定により、委員の定数は 7 人以内、委員の任期は 2 年となっております。委員の内訳は市民代表 1 名、学識経験者 2 名、美術関係者 2 名、画廊関係者 1 名、芸術家 1 名でございます。また、男女の内訳につきましては、男性委員が 5 名、女性委員が 2 名となっております。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

関野委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 18 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

関野委員長 それでは、議案第 18 号藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××

関野委員長 次に、議案第 19 号藤沢市図書館協議会委員の任命についてを上程いたします。生涯学習部の説明をお願いいたします。

松井総合市民図書館長 議案第 19 号藤沢市図書館協議会委員の任命について、ご説明いたします。この議案は現在任命しております藤沢市図書館協議会委員に 1 人の欠員が生じたため、図書館法第 15 条及び藤沢市図書館に関する条例第 5 条の規定に基づき補欠の委員を任命するためのものです。委員候補者につきましては、公民館運営審議会から推薦された委員で、任期は前任者の残任期間となるものです。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

関野委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 19 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 今回の委員の選出区分は社会教育関係者となっておりますが、具体的にはどのような活動をされている方なのか、教えてください。

織部総合市民図書館主幹 今回、委嘱をお願いする委員については、現在、公民館運営審議会委員でございまして、日ごろより公民館の運営や事業について意見や評価を行う公民館評議委員会の委員として、地域の公民館に関わられている方でありまして、今回、公民館運営審議会から推薦をいただいている方でございます。

阪井委員 先ほどの点検・評価の中においても図書館の利用者が増えていないという現状が報告されていたかと思えます。つきましては、市民の皆さんが1人でも多く図書館に足を向けてくださるようなことを協議していただければ嬉しいと思えます。

関野委員長 他にありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

関野委員長 それでは、議案第19号藤沢市図書館協議会委員の任命については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長 それでは、その他に入ります。

(1) 児童・生徒の健全育成に向けての学校と警察との情報連携制度について、事務局の説明をお願いいたします。

小木曾教育部参事 それでは、児童・生徒の健全育成に向けての学校と警察との情報連携制度について、ご報告いたします。(議案書参照)

「1. はじめに」では、児童・生徒の問題行動が深刻化し、少年非行が凶悪化、広域化する中、平成14年5月に文部科学省から各地方自治体に対して、また、警察庁から各都道府県警察に対して学校と警察との連携強化を図り、非行防止対策の推進を図るよう通知がなされました。この通知を受けて、各自治体において学校と警察との間で支援・指導が必要な児童・生徒の個人情報共有し、適切な支援や指導を行う仕組みづくりが始まりました。本市におきましても、暴力行為や家出、児童福祉法に係る犯罪被害など児童・生徒に係る様々な課題は複雑化、多様化しており、学校と警察との連携の必要性がますます高まっていることから、本制度を活用し、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものです。

「2. 経過」について、(1) 神奈川県内の動きについては、記載のとおりです。これまで県内の27の自治体で本制度について協定が締結されています。(2) 藤沢市の動きについては、本制度を構築するために本市個人情報保護制度運営審議会に図り、答申を受ける必要があることから、

平成 24 年 1 月より同審議会との間で相談を重ねてきました。その結果、本年 6 月に諮問するに至り、7 月に答申を得ることができたので、昨日、8 月 18 日に本市教育委員会教育長と神奈川県警察本部長との間で協定を締結したものです。

「3. 制度の内容」については、別添の協定書に基づいてご説明します。
(資料参照)

第 1 条の「目的」については、教育委員会と警察本部が、児童・生徒の情報を共有し、緊密に連携して児童・生徒の支援・指導にあたることで健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るものです。

第 2 条の「定義」、第 3 条の「連携機関」、第 4 条の「連携の内容」については、記載のとおりです。

第 5 条の「情報を共有する事案」については、大きく 2 点ございます。1 点目は、(1) 警察から学校へ情報提供する場合で、アの児童・生徒を逮捕又は身柄通告をした事案では、児童・生徒を警察が逮捕した場合や児童相談所へ身柄通告した場合が対象となります。イの児童・生徒が犯罪行為又は触法行為を繰り返している事案では、暴力行為、窃盗、恐喝、脅迫、わいせつ行為を繰り返し行っている場合が対象となります。ウの児童・生徒が犯罪の被害に遭う可能性のある事案では、ストーカー行為、児童福祉法に係る犯罪、暴力行為、脅迫、自殺、自損行為が対象となります。特にアの事案に関しては、これまでは生徒が逮捕されても学校は逮捕の事実や、なぜ逮捕されたかを把握できないといった弊害がありましたが、警察から情報を得られるようになることで、保護者に対する支援や周辺環境への配慮が早期に行えるようになります。

2 点目は、(2) 学校から警察へ支援・指導を依頼する場合で、アの児童・生徒が犯罪行為又は触法行為に関係している事案では、暴力行為、窃盗行為、恐喝、脅迫、わいせつ行為を繰り返し行うなど、学校や家庭が繰り返し指導を行っても、本人の行動態様に改善が見られない場合が対象となります。イの児童・生徒のいじめに関する事案では、特定の児童・生徒に対し執拗にいじめを繰り返し、学校や家庭が繰り返し指導を行っても本人の行動態様に改善が見られない場合やけがを負わせたり、大けがにつながる可能性が考えられるいじめ行為と判断する場合が対象となります。ウの児童・生徒が犯罪の被害に遭う可能性のある事案では、ストーカー行為、児童福祉法に係る犯罪、暴力行為、脅迫の被害に遭うおそれがあり、児童・生徒の生命・身体又は財産を守るために必要であると判断する場合が対象になります。

いずれの事案も被害者から警察へ被害届が出されないケースが対象と

なり、警察の有する専門的な知識や手法が当該児童・生徒の状況の改善に効果があると判断する場合に限って支援・指導を依頼するものです。学校や家庭の指導対応だけでは解決が困難な課題を抱える児童・生徒が、早期に警察の支援・指導を受けることで、犯罪、触法行為の拡大を防ぐとともに、心と体に重大な影響を及ぼす犯罪から守ることができます。

第6条の「情報提供の内容」については記載のとおりです。

第7条の「連携の従事者及び情報共有の方法」については、連携の従事者については記載のとおりです。情報共有の方法は、「児童・生徒の健全育成を推進する連絡票」を作成し、連携の従事者が直接持参して手渡しで行うこととしています。なお、具体的な運用の手順については、14 ページ、15 ページに資料3として警察から情報提供を受ける場合と、学校から警察へ支援・指導を依頼する場合の学校が取るべき手続きについて示しておりますので、後ほどご覧ください。

第8条「秘密の保持」については、秘密の保持を徹底するために連絡票をパソコンなどで作成する際にはデータを保存せず、作成した連絡票は鍵のかかるロッカーなどで校長が厳重に管理します。また、連絡票の保存期間は3年間とし、学校及び教育委員会は作成日の属する年度の翌年度から3年経過した年度末に確実に破棄することとしています。

第9条「連携機関の責務」、第10条「検証」、第11条「協議」、第12条「施行」については、記載のとおりです。

それでは、11ページにお戻りいただいて、「4. 制度運用までの今後のスケジュール」では、9月初旬の校長会での詳細説明と市議会への報告を経まして、平成27年9月14日から9月30日までを児童生徒・保護者・市民への周知期間としています。周知方法は教育委員会事務局が作成した「お知らせ」を市立小・中・特別支援学校の全児童・生徒の家庭へ配付するとともに、教育委員会ホームページや学校ホームページ等にも掲載していきます。9月末日までの周知期間を経て、平成27年10月1日より本制度の運用を開始します。

関野委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員 昨日もテレビで中学生が重大な犯罪被害に遭うという事案が報道されました。つきましては、例えば非行を繰り返し、家に戻らないので、家庭が捜索願いを出したようなときに、その捜索願いが出ていることが学校の方に通知されるというようなシステムになっているのですか。

松原教育指導課主幹 ただいまお話のようなケースですと、家庭から警察に捜索願いが出て、それで届出がされます。それに基づいて警察は動きますけれども、

その情報が学校に提供されるということではございません。この制度とはまた離れたところでの扱いになってまいります。出された内容で警察が、当該の児童・生徒が犯罪に巻き込まれる可能性があるかと判断した場合には、学校に情報提供がなされることとなります。

阪井委員 青少年が犯罪に巻き込まれるという事件がこのところ多発しているように思われます。ぜひ藤沢の子どもが安全に安心して生活できるような形での連携を図っていただき、子どもたちを守る一歩になったことをとても嬉しく思います。

井上委員 本市においても児童・生徒に係るさまざまな課題が複雑化、多様化しているようではありますが、特に最近の非行情勢については凶悪、粗暴というような非常に痛ましい事件が発生していて、極めて憂慮すべき事態と考えます。こういった要因は少年自身の規範の意識の低下ももちろんあるかと思えます。一方、家庭のしつけのようなものもあるし、学校のあり方、地域社会の問題ととらえてもいいのではないかと考えます。そこで、少年を取り巻く環境の悪化等の要因が複雑に絡み合っていることを考え、社会が一体となって、こういった問題に取り組む必要が不可欠であろうと思っております。中でも学校と警察が連携して取り組むことは非常に重要であろうと思っておりますので、ぜひこれを進めていただけたらと思えます。

関野委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××

関野委員長 次に、(2)平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、事務局の説明をお願いいたします。

小木曾教育部参事 それでは、平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について、ご報告いたします。(議案書参照)

この体力・運動能力、運動習慣等の調査は、毎年実施しているもので、平成26年度の結果がまとまりましたので、ご報告するものです。

1 趣旨は、平成26年度に国が実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査における本市の児童生徒の結果を全国・神奈川県の結果と比較・分析し、傾向をまとめたものです。

2 実施状況は、(1)実施期間 全国調査は平成26年5月から7月にかけて実施されました。(2)対象学年は小学校5年生、中学校2年生です。対象学校数、対象人数については表に記載のとおりです。(3)調査内容は、小学校・中学校とも実技8種目と質問紙調査からなっております。なお、質問紙調査は、平成26年度は質問項目が平成25年度の項目と変更されているため、平成25年度と類似した内容の「運動に関する興味・関

心」と「運動習慣」に関わる質問についてのみ抜粋して報告しております。

3 藤沢市立小学校5年生の体力・運動能力調査の結果は、体力・運動能力調査の結果を一覧表にしたものです。小学校5年生の体力・運動能力調査については、男子、女子ともにほぼ同様の傾向があらわれています。男子は握力、50m走の2種目において全国・県の数値を上回り、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、立ち幅とび、ソフトボール投げで全国・県の数値を下回っています。

女子は握力、50m走の2種目において全国・県の数値を上回り、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とびで全国・県の数値を下回っています。50m走と握力の数値が高く、長座体前屈と反復横とびの数値が低い結果は、昨年と同様の傾向になっています。市内5年生男女の体力は力強さの要素が高く、体の柔らかさ、タイミングのよさの要素が低い傾向になっています。この結果から、柔軟性や巧みな動きを高めるために休み時間に遊具や器具・用具を活用した遊びを取り入れたり、体育授業で補強運動などを取り入れる必要があると考えます。

4 藤沢市立中学校2年生の体力・運動能力調査の結果です。表は藤沢市立小学校5年生と同様の記載となっております。なお、中学校においては持久走、20mシャトルランのどちらかを選択することになっております。今回の調査では男女とも力強さの要素である握力と50m走の数値が高い傾向にあることがわかりました。握力、50m走については男女とも昨年と同様に数値が高い傾向で、男子については持久走、シャトルランの数値が高いことも去年と同様の傾向になっています。上体起こしは男女とも低い傾向となっています。保健体育授業において一定の負荷をかけた運動を取り入れたり、準備運動にストレッチを取り入れるなど、動きを持続する能力や柔軟性を高める運動の機会を多く与え、保健体育学習の展開を工夫する必要があります。

5 藤沢市立小学校5年生の児童質問紙調査より抜粋では、(1) 運動に関する興味・関心については、Q1の「運動が好き」からQ5の「体育授業は楽しい」に対する回答を全国・県と本市を比較したものです。

(2) 運動習慣については、Q6の「運動部・スポーツクラブの所属状況」からQ8の「家の人からの運動のすすめ」に対する回答を全国・県と本市を比較したものです。調査結果の傾向は、運動に関する興味・関心及び習慣について、全国・県と比べて大きな違いはありません。男子は運動に関する興味・関心が高く、「好き」「中学校で授業以外に自主的に運動をしたいと思う」「体育の授業が楽しい」と答えた児童が全国・県に比べて高い数値を示しています。女子は運動に関する興味・関心について「好き」「得意」

「中学校で授業以外に自主的に運動をしたいと思う」「体育の授業が楽しい」と答えた児童が全国・県に比べ若干低い数値を示しています。運動習慣については、男女ともに全国・県に比べ運動部やスポーツクラブに所属している児童が多く、体育の授業以外の運動の実施についても、全国・県と同程度の水準を示しています。

6 藤沢市立中学校2年生の生徒質問紙調査より抜粋です。(1)の運動に関する興味・関心と(2)の運動習慣の質問項目は、Q4以外は小学校5年生と同じ内容になっております。なお、中学校のQ4は、中学校卒業後について聞いているものです。

調査結果の傾向は、運動に関する興味・関心及び習慣について、全国・県と比べて大きな違いはありません。男女ともに運動に関する興味・関心については「好き」「得意」「中学校卒業後、自主的に運動したいと思う」と答えた生徒が全国・県に比べて高い数値を示しています。しかし、男女ともに「保健体育の授業は楽しい」と答えた生徒の割合が全国・県と比べて低く、特に女子では約9ポイントと下回ったことについては、今後、興味・関心を高める授業展開を工夫するなどの改善が必要と思われます。

運動習慣については、多くの生徒が運動部やスポーツクラブに所属し、体育の授業以外でも全国・県よりも多くの時間運動を実施していることがわかります。

7 まとめでは、今回の調査の結果から体力・運動能力については、藤沢市の小学5年生は全国・県に比べ低い水準を示す種目が3から5種目あり、中学2年生になると、ほぼ同水準または上回っています。これは調査開始以来続いている傾向です。運動に関する興味・関心については「運動やスポーツをすることが好き」と答えた児童生徒が多くなっており、運動やスポーツに親しんでいる姿が見て取れます。また、中学2年生では「中学卒業後も自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたい」と答えた生徒が全国・県と比べて高い水準を示すことから、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力が身につけていると考えられます。

運動習慣については、全国的に課題となっている中学2年生女子に見られる「運動やスポーツに親しんでいる生徒」と「運動をほとんどしない生徒」の2極化については、藤沢市においても課題です。また、「体育・保健体育の授業は楽しい」と答えた児童生徒の割合が、小学5年生男子を除いて全国・県を比べ下回っていることから、体育の授業に興味・関心を高められるような授業展開について一層の工夫が必要であると考えられます。

8 今後の取り組みについて、調査結果を受けて児童生徒の運動に関する興味・関心を高め、望ましい運動習慣を身につけることによって、生涯

にわたって運動に親しみ、健康や体力の向上に取り組む資質を養うため3点の取り組みが必要であると考えます。(1) 児童生徒の取り組みとして、自分の体力・運動能力を把握し、運動習慣、生活習慣の課題をとらえて改善していきます。(2) 学校の取り組みとして、運動に関する興味・関心を高めような授業を展開することと、行事や休み時間など運動に親しむ取り組みを工夫していきます。(3) 教育委員会の取り組みとして、学校・家庭・地域との連携を充実させ、運動施設・用具の環境整備や、今回の調査結果の情報提供を行い、児童生徒の運動習慣、生活習慣の充実に努めていきます。

関野委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小竹委員 いま資料を拝見するなかで、小学校5年生に比べて子どもたちが成長するにつれて、中学校に向かって運動能力が伸びていくという結果がでております。なかなか全ての運動能力をこれだけの項目にしぼって判断することは難しいと思いますけれども、概して成長するとともに運動能力が向上し、全国平均を追い越していく経過が見られているような気がします。また、体育の授業の好きと嫌いという部分ですけれども、よりいっそう興味を持てるような楽しい参加型の授業展開をしていただき、不得意な児童生徒たちが参加できるようなかたちで指導していただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

井上委員 体育の授業が重要であることを全教員が意識することが非常に重要だろうと思っております。それでもって学校の取り組みが流れていくような気がしますので、そういった意識を持たせるような指導をしていくことも重要だろうと思えます。

阪井委員 5年生のスポーツの結果が出ていますが、子どもは低学年のときから校庭で時間を十分にかけて遊ぶこと、その遊びの中から運動に興味を持ったり、楽しんでいくのだと思います。低学年のうちから外で遊ぶ習慣を身につけるように、ぜひ小学校の先生には多忙だとは思いますが、子どもとともに遊ぶことをしていただくと、遊びを通してスポーツにつながっていくのではないかと思います。また、最近、まちの公園の遊具で事故が起きることから、遊具が撤去されていっているように思います。そうすると公園での遊び方も限定されてしまうと思っておりますので、安全を配慮した遊具を設置していくことも検討していく必要があるかと思います。スポーツの入口は戸外での遊びだと思っておりますので、その辺を念頭に入れていただいて、ただ、スポーツを推進していくという前に、子どもたちが外で遊ぶことの楽しさ、そこからスポーツにつながっていくのではない

かと考えます。

関野委員長

中学校2年生の女子があまり体育の授業が楽しくないように書かれておりますけれども、多分、中学校2年生ぐらいになると、運動が得意な子と文科系が得意な子に分かれてくる年ごろかなと思うので、無理に運動部に入ることを進めることもできないと思いますけれども、文化部の子たちも体育の授業が楽しめるような授業をやっていただいて、運動の楽しさをぜひ教えていただきたいと思います。

他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××××

関野委員長

次に、(3) 藤沢市スポーツ推進計画(実施計画)(案)について、生涯学習部の説明をお願いいたします。

笠原スポーツ推進課長

藤沢市スポーツ推進計画(実施計画)(案)について、ご説明いたします。(資料参照)

藤沢市スポーツ推進計画につきましては、本年2月の市議会定例会の子ども文教常任委員会において、基本方針となります藤沢市スポーツ推進計画「みらいふじさわスポーツ元気プラン」について報告し、改定を行いました。今年度はこの基本計画に基づき藤沢市スポーツ推進審議会でご審議いただき、そこでのご意見を踏まえ実施計画を作成してまいりました。このたび、その実施計画(案)がまとまりましたので、報告するものです。

1 スポーツ推進計画(基本計画)については、平成23年8月にスポーツ振興法が全部改正され、新たにスポーツ基本法が施行されたことや、昨年3月に文化、スポーツを盛んにすることを基本目標の1つに掲げる「藤沢市市政運営の総合指針2016」を策定したこと、また、藤沢市教育振興基本計画の改定に加え、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、スポーツを取り巻く環境の変化等に対応するため、従来の藤沢市スポーツ振興基本計画の全面的な改定を行いました。

2 スポーツ推進計画(実施計画)については、(1)実施計画の構成については、基本計画の構成と合わせ2章立てにより全体が構成されております。まず、「第1章 生涯スポーツ活動の推進」では、1. スポーツを楽しむまちづくり、2. みんなの健康づくり、3. スポーツ関係団体等の育成と活動の充実、4. 競技スポーツの推進を、4本の柱として、スポーツを取り巻くさまざまな課題を踏まえ、現行の事業を十分に見直しながら、次代を担う青少年をはじめとする市民の皆さんがいつでも、どこでも、だれでも、いつまでもスポーツ活動に親しむことができ、生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを楽しめるよう、生涯スポーツ活動の推進を図

るため、柱ごとに具体的に取り組む事業を整理し、記載しました。

「第2章 スポーツ施設の整備・充実」では、1. 公共スポーツ施設・設備の整備充実と利用の促進、2. 学校体育施設開放の充実、3. 民間スポーツ施設の連携・活用、4. 自然を生かした多様なスポーツ・レクリエーションの場づくり、5. スポーツ情報提供体制の充実の、5本を柱として、スポーツ施設の整備充実は、市民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康で明るく豊かなスポーツライフを実現するための基盤となるもので、スポーツを楽しめる環境づくりを目指す上で極めて重要なことと位置づけ、柱ごとに具体的に取り組む事業を整理し、記載しました。事業数につきまして、表に記載のとおりですが、全体で 97 事業うち新規事業が 24 事業です。

(2) 実施計画事業のポイントについては、実施計画(案)の作成にあたっては、関係各課や団体等からの事業案を基本計画の体系に従って、それぞれの柱立てごとに分類し、まとめました。特に社会情勢の変化等を踏まえ、議会等でいただいたご意見等を参考として、実施計画(案)に位置づけた事業について6つのポイントにより整理しましたので、ご説明いたします。「ア 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした事業」、「イ マリンスポーツ、ビーチスポーツ等の地域特性を生かした事業」、「ウ トップアスリートと連携したスポーツの推進事業」、「エ こどもの健康・体力づくり推進事業」、「オ 高齢者の健康・体力づくり推進事業」、「カ 障がい者スポーツ活動の推進事業」です。これらについて、ポイントごとに取り組む主な事業について、資料2の実施計画(案)の本編によりご説明いたします。(資料2参照)

3ページ、「目次」は、全体の構成を記載しております。

4ページ、第1章の中柱「1 スポーツを楽しむまちづくり」に係る事業について、小柱「(1) いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも気軽にスポーツを楽しめる多様なスポーツ事業の提供」から「(4) 藤沢の地域特性を生かしたスポーツ活動の推進」まで、該当する事業を一覧にしております。その上で6ページ以降に個々の事業について、それぞれ定型の書式により個別事業を掲載いたしました。以降、中柱を単位として一覧及び個々の事業を掲載しております。

それでは、ポイントごとに取り組む主な事業についてご説明いたします。まず、「ア 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした事業」については、27ページ中段に事業名「オリンピック・パラリンピックに向けたサポーター組織等の整備」について掲載しております。なお、この表の見方は、事業ごとに体系構造として章、中柱、小柱、施策ナンバーを記

載し、施策名、担当課、事業の内容、取組、成果目標、年次スケジュールを記載する書式となっております。

本事業については、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、各団体の活動を支えるサポーター組織を整備し、競技会支援の体制を強化するものです。

30 ページ、上段の事業名「湘南ふじさわオリンピック応援団」について掲載しております。この事業はオリンピック・パラリンピックなどを好機ととらえ、競技スポーツ推進を図るとともに、市民参加ができるオリンピック・パラリンピックに触れ合う事業を展開するものです。

ポイントの2つ目、「イ マリンスポーツ、ビーチスポーツ等の地域特性を生かした事業」については、10 ページ、事業名「マリンスポーツ・ビーチスポーツ大会等の誘致・開催支援と連携」については、セーリング、サーフィン等のマリンスポーツや、ビーチバレー・ビーチサッカー・ビーチテニス・カヌー等、砂浜や河川を利用したビーチスポーツの普及・推進のため、各種スポーツ大会やイベント等を開催、協力、支援するものです。

「ウ トップアスリートと連携したスポーツの推進事業」については、34 ページの事業名「藤沢市スポーツアンバサダー」について掲載しております。本市にゆかりのあるトップアスリートに「スポーツアンバサダー」として登録していただき、藤沢市体育協会や加盟各種目協会と連携して、指定管理者や藤沢市スポーツ少年団、総合型クラブ等各関係団体が行う事業への協力体制を確立するものです。

「エ こどもの健康・体力づくり推進事業」について、18 ページ、事業名「秋葉台キッズアクアスロン」について掲載しております。小学生を対象に、水泳とランニングを連続して行いタイムを競う「アクアスロン」の競技会を開催し、目標に向けた子どもたちの意欲向上、体力向上を図り、競技スポーツ参加への興味を促すものです。

「オ 高齢者の健康・体力づくり推進事業」については、21 ページの事業名「プラチナエイジトレーニング講座」について掲載しております。高齢期に適した安全で効果的な体力づくり運動を詳細に伝達するとともに運動習慣を身に付けるため、高齢者を対象としたトレーニング登録講座や水泳教室等を実施するものです。

最後に、「カ 障がい者スポーツ活動の推進事業」については、22 ページの事業名「障がい者スポーツ団体」等の組織整備・支援」について掲載しております。こちらは継続事業となりますが、障がい者のスポーツ環境を充実するため、「障がい者スポーツ団体」等の組織整備や支援について、国県の動向を注視しながら、レクリエーションを含めて本市の実状に

合わせたあり方を研究・検討してまいります。併せて障がい者スポーツの指導者等との連携についても検討してまいります。以上、掻い摘んでご説明した事業に加え6つのポイントに関わるその他の事業、さらにはそれ以外の事業も含め改めて実施計画としてまとめたものです。

それでは、資料1の25ページにお戻りください。(3)実施計画の計画期間は、スポーツ推進計画(基本計画)に合わせ、平成32年度までとし、新たな課題や社会情勢等の変化には柔軟に対応し、必要に応じて事業の追加や見直しを行うこととしています。(4)進捗管理については、スポーツ推進審議会により進捗管理を行い、毎年更新を図ってまいります。なお、本事業計画は平成27年10月からスタートしてまいります。

関野委員長 生涯学習部の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

小竹委員 先ほどの平成26年度の全国体力・運動能力の話もありますが、オリンピックを契機として、藤沢のスポーツ施設や、皆さんの体力づくりに対していろいろな提案がなされていること、また、それが障がい者、高齢者も含めていろいろな年齢や立場の方たちに広がっていくことが、藤沢市民の健康を推進することにつながっていくと思いますので、よろしくお願いいいたします。

関野委員長 計画を見て大変わくわくする思い、楽しそうなイメージが伝わってきて、藤沢はいいまちだと思いました。先週、藤沢市民マラソンのエントリーが始まりましたけれども、私も夫婦でエントリーしました。頑張りたいと思います。

その他ありますか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長 以上で、本日予定いたしました、公開により審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

関野委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。9月16日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長 それでは、次回の定例会は、9月16日(水)午後6時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後4時04分 休憩